

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	89	使途項目	01_調査研究費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和 5年 4月 11日 から 令和 年 月 日 まで	活動の概要	県政に関する意見交換
場所	富山県議会	(内容) 議会調査課と広報編集委員会について意見交換した。「TOYAMAジャーナル」のプロポーザルについて応募状況を確認し、当日の進行について意見交換した。	(備考) 自宅～国道8号～北代～県議会～国道8号～自宅
経費の内容	金額 (円)	経費の内容	金額 (円)
鉄道・バス		宿泊料	
タクシー		食事代	
航空機		会費	
自家用車 @37円 × 50 km =	/ 1,850		
リース車 @18円 × km =	0		
有料道			
駐車場		合計	1,850
<p>【領収書貼付枠】 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>			

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 5年 5月 12日
 決裁 令和 5年 5月 19日
 処理 令和 5年 5月 19日

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	90	使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和 5年 4月 14日 から	活動の概要	県政に関する意見交換	
	令和 年 月 日 まで	(内容)	(備考)	
場所	富山県議会	議会調査課と新しい特別委員会の考え方について意見交換した。富山県議会の新編成を決めていく世話人会に提案する新しい特別委員会の基本的なテーマは、地域公共交通、少子化とこども問題、成長戦略の中のブランディング対策、物価高騰対策といったところが考えられる。	自宅～国道8号～北代～県議会～国道8号～自宅	
経費の内容		(単位:円)	経費の内容	(単位:円)
鉄道・バス			宿泊料	
タクシー			食事代	
航空機			会費	
自家用車	@37円 × 50 km =	1,850		
リース車	@18円 × km =	0		
有料道				
駐車場			合計	1,850
<p>【領収書貼付枠】 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>				

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 5年 5月 12日
 決裁 令和 5年 5月 19日
 処理 令和 5年 5月 19日

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	91	使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和 5年 4月 19日 から	活動の概要	県政に関する意見交換	
	令和 年 月 日 まで	(内容) 堀副知事と大型施設建設について意見交換した。県武道館の建設については意見を聞くことも大切だが、方向性を示すことも大切。	(備考) 自宅～国道8号～北代～県議会～国道8号～自宅	
場所	富山県議会			
経費の内容		(単位:円)	経費の内容	(単位:円)
鉄道・バス			宿泊料	
タクシー			食事代	
航空機			会費	
自家用車	@37円 × 50 km =	1,850		
リース車	@18円 × km =	0		
有料道				
駐車場			合計	1,850
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 5年 5月 12日
 決裁 令和 5年 5月 19日
 処理 令和 5年 5月 19日

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	92			使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	令和 5年 4月 24日	から		活動の概要	橋事務所、首都圏本部訪問		
	令和 5年 4月 25日	まで			(内容) 別紙参照	(備考) 別紙参照	
場所	東京都内						
経費の内容				金額 (単位:円)	経費の内容		金額 (単位:円)
北陸新幹線				38,440	宿泊料		12,100
地下鉄 (東京～赤坂見附 往復)					食事代 249食 25朝食		3,000
航空機					会費		
自家用車 @37円 × km =				0			
リース車 @18円 × km =				0			
有料道							
駐車場					合計		53,540
<p>《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>領 収 書 山本 徹 様</p> <p>Receipt</p> <p>領収年月日 2023.4.23</p> <p>金額 ¥38,440 (消費税等込み)</p> <p>[クレジット扱い]</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets (30192 4枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>新高岡駅</p> <p>新高岡駅MK1発行 40193-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済 </div> </div>							

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 5年 5月 12日
 決裁 令和 5年 5月 19日
 処理 令和 5年 5月 19日

領収書貼り付け台紙



領 収 書

山本とおる様

領収金額 ¥12,400

(内消費税等 ¥1,119)
(宿泊税 ¥100)
クレジットカードにて12,400円
領収いたしました。

10%対象 ¥12,400 消費税 ¥1,119

アバヴィラホテル <赤坂見附>
TEL 03-3582-5111

印紙税申告納	アバホテル株式会社
付につき麻布	作成地
税務署承認済	東京都港区赤坂3丁目2-3

取引番号:125001C042409792 2023/04/24 15:33

お部屋番号: 1312

お名前 : ヤマモトオル様
ご人数 : 1
宿泊期間 : 2023/04/24 - 2023/04/25

クレジットカードご利用明細

カード種別: [REDACTED]	取引内容: 売上
支払区分: 一括	処理番号: 9319
カード会社: [REDACTED]	有効期限: XX/XX
会員番号: [REDACTED]	
決済方法: クレジットカード決済	
AID: [REDACTED]	
ATC: [REDACTED]	カードキー番号: [REDACTED]
製造番号: 000302194305616	結果コード: 000
お支払総計: ¥12,400	取引ID: 0411eh

県外・海外政務活動報告書

整理番号	92	会派・議員名	山本 徹
活動名称	国会議員・官僚との面談		
目的	橘慶一郎衆議院議員、滝陽介総務官僚とそれぞれ面談し、情報交換する。		
日程	令和 5年 4月 24日（月）～ 令和 5年 4月 25日（火）		
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	衆議院第1議員会館 橘慶一郎事務所 富山県首都圏本部		
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	橘慶一郎 衆議院議員 滝陽介 総務官僚		
<p>行程・活動内容</p> <p>24日 11:21はくたか560号にて上京</p> <p>14:30 衆議院議員会館 橘慶一郎事務所にて、橘代議士と面談。 ○物価高、エネルギー高について、モノづくり県として富山県への影響は大きい。 ○中小企業においては価格転嫁ができずに苦しい状況が続く。賃上げに繋がるためには歩調を合わせた価格転嫁が大事。 ○公共交通については関係法案が成立。各県の取り組みを後押しできる体制となった。 ○城端・氷見線については県の指導力が問われている。JRとの交渉も難題。 ○異次元の少子化対策について、どういう議論がされているのか。</p> <p>15:10 面談終了</p> <p>25日 9:00 首都圏本部にて休暇中の滝陽介総務官僚と面談。 ○26日地方自治法が改正、地方議会の役割や議員の職務が明確化される。 ○地方議会での活性化に向けた議論の深化や取り組みが期待される。 ○議員のなりて不足について全国議長会ではどういった議論がなされているのか。 ○東京一極集中の是正について、地方の声はなぜ届かないのか。 ○大学の定数是正については、残念と言わざるを得ない。DX人材は当然地方にも足りていない。</p> <p>10:00 面談終了</p> <p>10:24 かがやき509にて帰県</p>			

※日帰りの政務活動を含む。

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	93	使途項目	04_要請陳情等活動費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和 5年 4月 28日 から	活動の概要	北陸新幹線建設促進大会参加
	令和 年 月 日 まで	(内容) 北陸新幹線建設促進大会に参加した。	(備考) 自宅～国道8号～北代～県議会～国道8号～自宅
場所	ANAクラウンプラザホテル		
経費の内容	(単位:円)	経費の内容	(単位:円)
鉄道・バス		宿泊料	
タクシー		食事代	
航空機		会費	
自家用車 @37円 × 50 km =	1,850		
リース車 @18円 × km =	0		
有料道			
駐車場		合計	1,850
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 令和 5年 5月 12日
 決裁 令和 5年 5月 19日
 処理 令和 5年 5月 19日

合同決起大会

と き 令和5年4月28日(金) 午後3時30分から
と ころ ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」

次 第

- 1 開 会
- 2 主 催 者 挨 拶
- 3 来 賓 挨 拶
- 4 来 賓 紹 介
- 5 祝 電 披 露
- 6 工事等進ちよく状況報告
- 7 決 議
- 8 閉 会

富山県北陸新幹線対策連絡協議会
北陸新幹線建設促進富山県民協議会

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	94	事業概要*	高岡政経懇話会、富山新聞政経文化懇話会 会費 令和5年4月分		
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	高岡政経懇話会	8,000	令和5年4月分		
	富山新聞政経文化懇話会	5,000	令和5年4月分		
	《合計》*	13,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和 5年 5月 12日
 決裁 令和 5年 5月 19日
 処理 令和 5年 5月 19日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	1455	事業概要	北日本新聞政経懇話会・富山新聞政経文化懇話会 会費
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費	02_研修費
		06_資料作成費	07_資料購入費
		08_事務所費	09_事務費
		10_人件費	
内容			

経費の内容	金額 (円)	備考
北日本新聞高岡政経懇話会会費	24,000	R6年1~4月分会費のうち、1~3月分 $32,000円 \times \frac{3}{4}$
富山新聞政経文化懇話会会費	15,000	R6年会費のうち、1~3月分 $60,000円 \times \frac{3}{12}$
《合計》	39,000	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号/処理番号	日付
お振込	0313037	05-02-08
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号
0144		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
11:55	¥440円	¥32,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥440
000023

北陸銀行
高岡支店
普通 0939230
タカオカセイケイコンワカイ 様
ヤマト トオル 様
電話番号 0766-26-6646

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号/処理番号	日付
お振込	0313041	05-02-08
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号
0144		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
11:56	¥440円	¥60,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥440
000024

北陸銀行
高岡支店
普通 4564810
トヤマシンフンセイケイフンカゴソワカイ 様
ヤマト トオル 様
電話番号 0766-26-6646

裏面もあわせてご覧ください。

收受 令和 5年 3月 6日
決裁 令和 5年 3月 22日
処理 令和 5年 3月 22日

請求書

富山県議会
議員 山本 徹 様

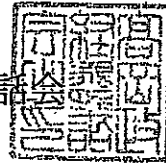
¥ 32,000-

但し 高岡政経懇話会会費
令和5年1月~4月(4ヶ月)

上記の通り請求いたします

令和5年1月4日

高岡政経懇話会



高岡市あわら町13-50
北日本新聞社西部本社内
電話 0766 (22) 2226

令和4年度
R5年1月~3月(3ヶ月)

22,000円 × $\frac{3}{4}$
= 24,000円

令和5年度
R5年4月(1ヶ月)

22,000円 × $\frac{1}{4}$
= 8,000円

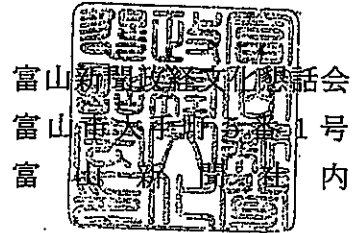
取り扱い金融機関

名義	高岡政経懇話会	
口座番号	北陸銀行高岡支店	(普通) 0939230
	富山銀行本店	(普通) 0202737
	富山第一銀行高岡支店	(普通) 088745
	高岡信用金庫本店	(普通) 0719793
	北國銀行高岡支店	(普通) 100405
	新湊信用金庫本店	(普通) 0298264
	高岡市農業協同組合本店	(普通) 0001507

令和5年1月19日

請求書

富山県議会議員 山本 徹 様



金 60,000 円

日頃より、富山新聞政経文化懇話会に対し格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、令和5年会費を上記の通りご請求申し上げます。つきましては、令和5年2月28日（火）までに下記口座に納入いただきますようお願い申し上げます。

口座名義	富山新聞政経文化懇話会		
取扱金融機関	北陸銀行高岡支店	普通預金	4 5 6 4 8 1 0
	北國銀行高岡支店	普通預金	1 1 0 8 1 2
	富山第一銀行高岡支店	普通預金	1 6 0 5 9 9
	高岡信用金庫広小路支店	普通預金	0 7 3 3 5 7 7
	富山県信用組合高岡支店	普通預金	2 0 1 8 9 6 9

※尚、本請求書と行き違いでお支払いの節は、失礼をご容赦下さいますようお願い致します。


(連絡先) 富山新聞政経文化懇話会事務局 電話 076-491-8118

令和4年度
R5年1月~3月(3ヶ月)
 $60,000 \times \frac{3}{12} = 15,000 \text{円}$

令和5年度
R5年4月 5,000円
R5年5月~12月(8ヶ月)
 $40,000 \times \frac{8}{12} = 26,667 \text{円}$

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	85	事業概要	新聞購読								
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容											
上記 事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考								
	「しんぶん赤旗」日曜版	930									
	『議会と自治体』	794									
	高山新聞	3,380									
	北日本新聞	3,380									
	(合計)	8,484									
<p>【領収書貼付枠】 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>											
 <p>日本共産党発行の しんぶん赤旗</p>											
<p>山本 徹 様 領収書</p> <p>新聞・雑誌名 部数 金額 1,724円</p> <p>「しんぶん赤旗」日曜版 1 930</p> <p>『議会と自治体』 1 794</p> <p>2023年 4月分</p> <p>上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。</p> <p>高岡市内免2丁目7番13号 日本共産党 呉西地区委員会 TEL 0766-23-3281</p> <p>4.29 領収書</p>											
2023年05月02日分	3,380円	出金									
2023年05月02日分	3,380円	出金									

收受 令和 5年 5月 12日
 決裁 令和 5年 5月 19日
 処理 令和 5年 5月 19日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	96	事業概要	
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	・ 山本とおる後援会事務所との共同使用事務所費 令和5年 4月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)	備考
	事務所賃貸料 令和5年 4月分	38,500	令和5年3月27日山本とおる後援会通帳より引き落とし
			77,000円 x 0.5
	《合計》	38,500	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

15 05-03-27 | R5. 4月分 *77,220 | PTJ
 ↓
 220円手数料

高岡県議会議員 山本 徹 様 No. 2

領収証

金額 138,500

但 共同事務所費の按分分として (R5. 4月分 事務所賃貸料)

R5年4月28日 上記正に領収いたしました

山本とおる後援会
 高岡市扇町1-1-23

収入印紙

登録番号

GR1623

收受 令和 5年 5月 12日
 決裁 令和 5年 5月 19日
 処理 令和 5年 5月 19日

事務所賃貸料覚書

富山県議会議員山本徹(以下、「甲」という)と、山本とおる後援会(以下、「乙」という)とは、事務所の賃貸料について、次の条項により覚書を締結する。

(目的物件)

第1条 甲と乙は、賃貸人大信不動産(株)(以下、「丙」という)からの借受物件は、これを共同して使用するものとする。

- (1) 所在地 富山県高岡市扇町1-1-29
- (2) 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
- (3) 面積 146.11㎡(44.19坪)

(用途)

第2条 甲と乙は、前条の建物を、富山県議会議員山本徹事務所兼山本とおる後援会事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

(賃貸借期間)

第3条 使用賃貸の期間は、令和4年2月1日から、令和8年12月末日までとする。以後においても、甲乙及び丙から申し出がなければ、自動更新するものとする。

(賃貸料)

第4条 賃貸料は、月額77,000円とする。

(賃貸料の条件)

第5条 甲は、前条に定める賃貸料の2分の1を負担し、乙は、その残額の全てを負担する。丙に対する支払いは、乙が一括してこれを行うものとする。

(賃貸料の支払)

第6条 甲は、乙に対し、前条に定める賃貸料38,500円を毎月末日までに支払うものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第7条 この契約により生ずる権利を譲渡し、又は目的物件を転貸してはならない。

(協議)

第8条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和4年2月1日

甲 富山県高岡市扇町1-1-19
自由民主党富山県議会議員
山本 徹

乙 富山県高岡市扇町1-1-23
山本とおる後援会
会長

賃貸借契約書(事業用)

賃貸人(以下「甲」という)と賃借人(以下「乙」という)は、以下の条項により建物賃借契約(以下「本契約」という)を締結し、それを証するため本契約書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙、各自1通を保有する。

賃貸人(甲)	大信不動産株式会社
賃借人(乙)	山本とおる後援会

(1) 賃貸借の目的物

所在地	富山県高岡市扇町1-1-29
構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
延面積	146.11㎡ (44.19坪)
使用目的	事務所

(2) 契約期間・更新に関する事項

始 期	2022年 2月 1日から	5年間 以後自動更新
終 期	2026年 12月 末日まで	

(3) 賃料等・支払い条件

月額賃料等	家 賃	77,000 円 (税込)
	駐車場使用料	込 円
	共 益 費	込 円
	自 治 会 費 等	別途 円
その他	授 金 銭	0 円
	受 敷 金	0 円
支払い期限		翌月分を毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)まで
支払い方法 (支払いに要する手数料は乙負担)		<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落し(甲指定の金融機関を利用) <input type="checkbox"/> 振込 振込先: XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 大信不動産株式会社

(4) 管理

管理会社	大信不動産株式会社(ミニミニFC高岡店) 電話:0766-20-7373 所在地:富山県高岡市赤祖父595
------	--

(5)特約事項

- 1 本物件の電気設備の修理・交換、その他建物内の付属機器類(消防設備含む)の修理、交換、メンテナンスに要する費用は乙の負担とします。
- 2 近隣住民より、騒音、悪臭等苦情がある場合は乙が責任をもって対応することとします。
- 3 乙は本物件を表記の使用目的以外に使用できないものとします。
- 4 営業等に必要の届け出等については、乙の責任と費用をもって行うこととします。
- 5 本物件に関する風営法、建築基準法、消防法等の法令(条例等を含む)規制については、乙の一身専属的な個人的要件、営業形態、間取りの取り方等によって異なる可能性がある為、乙の責任で調査を行い、費用負担が発生する場合は乙の負担とします。
- 6 乙の故意又は過失により本物件を毀損若しくは汚損、備品の破損又は第三者に損害を与えた時は直ちにこれを賠償しなければなりません。
- 7 駐車場内の車両の管理は乙の責任とし、甲は一切の責任を負わないものとします。
- 8 各種保険に関しては、乙の責任と費用をもって加入するものとします。

以下余白

賃貸人(甲)

〒933-0806 富山県高岡市赤祖父595
大信不動産株式会社
代表取締役 門島信也
TEL 0766-20-7373 FAX 0766-20-7272

2022年2月 / 日

賃借人(乙)

※必ずご本人様にて
署名・捺印下さい

山本とおる後援会
高岡市扇町1-1-23

管理会社

〒933-0806
富山県高岡市赤祖父595
ミニミニFC高岡店
大信不動産株式会社
代表取締役 門島信也

第1条 (総則)

賃貸人(以下甲という)は頭書(1)に記載する賃貸借の目的物および駐車場(以下本物件という)を乙に賃借します。

第2条 (契約期間)

1. 本契約の期間は頭書(2)のとおりとします。
2. 甲および乙は頭書(2)の記載にしたがい、協議の上、本契約を更新することができます。

第3条 (使用目的)

乙は本物件を頭書(1)の目的で使用します。

第4条 (賃料等その他の負担)

1. 乙は頭書(3)の記載に従い、家賃、駐車料、共益費、自治会費等およびその他の費用(以下あわせて「賃料等」という)を甲に支払わなければなりません。
2. 本物件の公租・公課もしくは物価変動等により、または、本物件の使用目的の変更・増改築・造作の付加変更等により賃料等が不相当となった場合は、甲乙協議のうえ賃料等を増減改定するものとします。
3. 本物件の公租・公課は甲の負担とし、電気・ガス・水道の使用料、自治会費等、衛生費、その他消耗費および乙の故意・過失による修理費は、乙の負担とします。
4. 1ヶ月に満たない期間の賃料等は1ヶ月を実日数にて日割計算した額とします。

第5条 (敷金)

1. 乙は、その債務の履行を担保する為、頭書(3)の記載に従い、敷金を甲に預け入れるものとします。敷金には利息を付しません。
2. 甲は、契約期間満了または解約により本契約が終了し、乙から本物件の完全な返還を受けたときは、すみやかに敷金を乙に返還しなければなりません。ただし、乙が賃料等その他本契約に基づき、甲に対し金銭債務を有しているときは、甲は敷金よりこれを差し引き、残額を返還するものとします。
3. 乙は敷金返還請求権の譲渡および質権の設定等はできないものとします。

第6条 (修繕・損害賠償等)

1. 甲は建物本体及び付帯設備の維持保全に必要な修繕を行う義務があります。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は乙の負担とします。
2. 乙は本物件が滅失・毀損した時は、直ちに甲に通知するものとし、その滅失・毀損が乙または、その家族・使用人等の故意、もしくは過失に起因する場合は、その損害を賠償しなければなりません。
2. 乙は解約を通知した後であっても、本物件を完全に明け渡し返還するまでは、敷金をもって賃料等その他の本契約に基づく債務の弁済に充当することはできません。
3. 甲は盗難その他、甲の責めにやらない事由による損害については、一切その責任および費用の負担を負わないものとします。
4. 乙は本物件の明け渡しを遅延し、返還しないときは本物件を使用すると否にかかわらず、本契約が解除又は終了した日の翌日から完全に明け渡し返還した日までの間の当時の賃料等の1.5倍額相当の金員を損害賠償として甲に支払わなければなりません。
5. 本物件またはその敷地内および周辺地域に土壌汚染もしくは水質汚濁が判明した場合、その原因が、乙または、その家族・使用人等の故意、もしくは過失に起因する場合は、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければなりません。

第7条 (禁止事項)

1. 乙は使用目的を変更したり第三者に使用させ、または転貸したりすることはできません。
2. 乙は甲の書面による承諾がなければ、本物件の改造、模様替え、その他の現状変更ができません。なお乙は甲の承諾を得て行った現状変更であっても、本物件を明け渡し返還する際の原状回復費用は乙の負担とします。
3. 乙は15日以上本物件を無人にする場合は、その旨を甲に通知しなければなりません。
4. 乙は、本物件またはその敷地内において危険物の持ち込み、騒音、悪臭の放散等、危険または衛生上有害な行為、その他風紀を害し、あるいは近隣の迷惑になるような行為をしてはなりません。
5. 乙は本契約が終了し、本物件を返還する場合、立退料、移転料、権利金、その他これに類する一切の金銭的請求をしないことはもちろん、本物件に自己の費用をもって付加した造作、設備等の買取りを請求することはできません。
6. 乙は建築基準法や消防法、騒音規制法、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、その他関係法に違反するような使用は一切できません。
7. 乙は書面による甲の承諾がなければ、無断で本物件及び敷地内に看板、ポスター等の広告物の掲示をすることはできません。

第8条 (契約の終了)

1. 乙の都合により本契約を解約する場合、あるいは契約期間満了により本契約を終了する場合は、解約日または終了日の3ヶ月前までに相手方に対し書面によりその旨を通知しなければなりません。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の通知日から3ヶ月分の賃料等を甲に一括して支払うことにより解約の通知日から起算して3カ月の間、随時に本契約を解約することができます。
3. 甲は、乙が次の各号のいずれかにあたるときは、通知、催告なしに本契約を解約することができます。
 - 1) 賃料等の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
 - 2) 破産、刑事事件その他著しく信用を失墜したとき。
 - 3) 入居申し込みに虚偽の事実があると判明したとき。
 - 4) 反社会的団体(暴力団、過激な政治団体及び宗教団体等)の構成員、それに準ずる者と認められたとき。
 - 5) 甲の承諾なく本物件またはその敷地内において有害物質の使用または特定施設の設置を行ったとき。
 - 6) その他、本契約各条項のいずれかに悖背したとき。
4. 甲は、乙が消防法に規定する防火管理者の選任が必要となった場合において、選任を行わず、また甲が乙に対し相当の期間を定めて選任義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に選任がされないときは、本契約を解約することができます。
5. 乙は、事由の如何を問わず本契約を終了する場合、次の各号に従うものとします。
 - 1) 本契約終了日までに遅滞なく自費をもって本物件を原状回復し、かつ、本物件内にある乙の付属設備や物品を撤去して、本物件を甲に完全に明け渡し返還しなければなりません。
 - 2) 有害物質を使用または特定施設を設置(いずれも事前に甲の承諾を得ている場合を含む)した場合は、乙は自己の費用負担にて土壌汚染の調査(土壌汚染対策法に定める「土壌汚染状況調査」およびこれに準ずる調査で甲が求める調査、以下同様)を行わなければなりません。
 - 3) 前号のほか、乙は有害物質使用等による土壌汚染の懸念から、甲が土壌汚染の調査が必要と判断した場合は、乙は甲が土壌汚染の調査を行うことを認めるものとします。また、土壌汚染の調査を行った結果、土壌汚染が判明した場合は、当該調査費用は乙の負担とします。
 - 4) 乙は、本項2号および3号の調査により土壌汚染が判明した場合は、自己の負担で土壌汚染の除去を行わなければなりません。
 - 5) 乙は、本項2号および3号に規定する土壌汚染の調査期間中および行政への調査結果報告期間中はその期間の賃料を甲に支払わなければなりません。また、土壌汚染の調査の結果、土壌汚染の除去が必要となった場合は、土壌汚染の除去が完了するまでの期間中はその期間の賃料を甲に支払わなくてはなりません。
 - 6) 乙は、本契約終了日までに、本項2号ないし4号に規定する土壌汚染の調査・土壌汚染の除去を完了しないときは、第6条2項の定めに従うもの

とします。

7) 本契約において「土壌汚染の除去」とは土壌汚染された土地を、人の健康の被害が生じる恐れがない状態にすることを指します。

6. 乙は、本物件を甲に明け渡し返還する場合は、予め書面をもってその旨を通知し、係員の立ち会いの下、本物件の現状を点検しなければなりません。
7. 乙が本条5項1号の義務を怠り、原状回復をなさずまたは物品を残置したときは、甲において原状回復をし、また、乙が残置した物品の所有権を放棄したとみなして任意にこれを処分できるものとし、乙は、これに対し異議を申し立てることができず、また、一切の金銭的請求をすることができません。なお、この場合、甲が原状回復、物品の処分等に要した費用はすべて乙の負担とします。
8. 契約期間内であっても本物件が朽廃し、もしくは天災、地変、火災等により滅失・毀損し、または都市計画等により本物件が取去および使用制限され、本契約を継続することが困難となったとき、または前条3項に違背したときは、本契約は当然に終了するものとし、

第9条 (連帯保証人の責務)

1. 連帯保証人は、乙と連帯して本契約にもとづく一切の債務を履行する責めを負います。
2. 本契約が甲と乙の合意による更新(賃料の改定も含む)あるいは法定更新された場合にも、連帯保証人の保証責任は継続します。
3. 連帯保証人が欠けたとき、または連帯保証人として不適切と、甲が認めたときは、乙は直ちに甲の承認する他の連帯保証人をたてなければなりません。

第10条 (物件への立ち入り)

甲は本物件の管理上必要な調査をしようとするときおよび緊急を要する事態が生じたときは、予め乙の承諾を得ることなく、本物件内への立ち入りおよび管理上必要な調査を行うことができます。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙に通知しなければなりません。

第11条 (強制執行)

甲、乙および連帯保証人は、本契約に基づく金銭債務を履行しない時は、直ちに強制執行を受けても異議のないことを予め承諾します。

第12条 (管轄裁判所)

甲、乙および連帯保証人は、本契約に関して紛争を生じたときは、本物件を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第13条 (付則)

1. 乙は頭書(3)の記載に従い、礼金を甲に支払うものとし、
2. 本契約において賃料等、礼金、駐車料等に付加される消費税等については、その金額については、その金額を乙の負担とします。法令の改正等により消費税等が変更された場合には、乙の消費税等の負担額はこれに伴って当然に変更されるものとし、甲が消費税等の負担額の変更手続きを行うことを乙は予め承諾します。

第14条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、関係法規ならびに習慣に従い、甲乙互いに誠意をもって協議し解決するものとし、

第15条 (個人情報の取扱)

本契約締結時に乙が甲に提出した「入居申込書」記載の全事項および本契約に関する乙の全情報をゴミの回収など円滑な地域活動のために、甲は本物件の所在地の自治会長及び町内会(以下「自治会等」といいます。)に対して、乙及び入居者の名前、家族構成その他自治会等が求める情報を提供することを乙は予め承諾します。

第16条 (反社会的勢力の排除)

貸主(甲)及び借主(乙)は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。確約に反する場合は通知、催告なしに本契約を解約することができます。

- 1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- 2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- 3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第17条 (禁止又は制限される行為)

乙は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 2) 本物件又は本物件の周辺において著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- 3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

第18条 (特約)

特約事項については頭書(5)に記載するとおりとします。

以上

山本とおる後援会及び山本徹事務所経費按分について

下記の事務所経費を後援会活動経費と政務活動調査にかかる経費とを最大2分の1に按分し、山本とおる後援会へ支払うものとする。

- ・ 給与・事務所賃貸料
- ・ 電話料・インターネット接続料・コピー経費
- ・ ホームページシステム利用料・文具等
- ・ 電気料・下水道使用料

令和4年 4月 1日

〒933-0846

富山県高岡市扇町1-1-23

山本とおる後援会

会長 

〒933-0846

富山県高岡市扇町1-1-19

富山県議会議員

山本 徹 

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	97	事業概要	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	・ 山本とおる後援会事務所との共同使用事務費 令和5年 4月分		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	備品リース料R5.4月分(コピー機)	4,785	令和5年4月3日山本とおる後援会通帳より引き落とし分
	備品購入費(中古ワイヤレスアンプ按分)	27,500	7,570円 × 0.5
	(合計)	32,285	

【領収書貼付枠】 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2005-04-03

R5.4月分

*9,570

シャープファイナンス

領収証

高岡県議会議員 山本 徹 様 No. /

令和5年4月28日 上記正し領収いたしました

山本とおる後援会
高岡市扇町1-1-23

登録番号

GR1624

收受 令和5年5月12日
 決裁 令和5年5月19日
 処理 令和5年5月19日

領収書貼付台紙

(重ならないように貼付すること。)

令和5年 5月 / 日 報告の事務費分の領収証を添付します。

領 収 証

2023年4月14日

山本とおる後援会 様

領収金額	7	5	5	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---

但し中巻工代金 内消費税 ¥1,000

上記金額正に領収致しました。

音響 照明 映像

株式会社 アートエレクトロニクス

代表取締役 羽 岡 総江 剛 氏

〒933-0014 高岡市野村(第四)4169番地

TEL(0766)21-1405 FAX(0766)21-1406

〒933-0351 射水市戸破(中町)4274 TEL(0766)64-6077 FAX 64-6088

現金	✓
小切手	
手形	
相殺	



領 収 証

富山県議会議員

山本 徹 様 No. 3

領収金額	7	5	5	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---

内 訳	
現金	
小切手	✓
手形	✓

消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但し共同事務費の代分金として(中巻工代金購入代) 2023年4月8日 上記正に領収いたしました。

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

登録番号



シヤのプリースお申込みの内容(○)

★お客様がお申込みになる会社名

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1112
 受付時間 10:00~18:00 (年中無休)

リース申込者(甲)

〒0766 山形県酒田市長町1-1-1
 TEL 0766-22-8888 FAX 0766-22-8889
 代表者 **山形県酒田市 山形市 山形市 山形市**

代表者名 **山形市 山形市 山形市**

役職名 **山形市 山形市 山形市**

住所 **山形県酒田市長町1-1-1**

区 **山形市**

業種 **山形市 山形市 山形市**

業名 **山形市 山形市 山形市**

設立年月 **山形市 山形市 山形市**

資本金 **山形市 山形市 山形市**

従業員数 **山形市 山形市 山形市**

代表者印 **山形市 山形市 山形市**

代表者印 **山形市 山形市 山形市**

代表者印 **山形市 山形市 山形市**

連帯保証人予定者

氏名 **山形市 山形市 山形市**

住所 **山形県酒田市長町1-1-1**

区 **山形市**

業種 **山形市 山形市 山形市**

業名 **山形市 山形市 山形市**

設立年月 **山形市 山形市 山形市**

資本金 **山形市 山形市 山形市**

従業員数 **山形市 山形市 山形市**

代表者印 **山形市 山形市 山形市**

代表者印 **山形市 山形市 山形市**

代表者印 **山形市 山形市 山形市**

リース申込者(乙)

氏名 **山形市 山形市 山形市**

住所 **山形県酒田市長町1-1-1**

区 **山形市**

業種 **山形市 山形市 山形市**

業名 **山形市 山形市 山形市**

設立年月 **山形市 山形市 山形市**

資本金 **山形市 山形市 山形市**

従業員数 **山形市 山形市 山形市**

代表者印 **山形市 山形市 山形市**

代表者印 **山形市 山形市 山形市**

代表者印 **山形市 山形市 山形市**

リース料

リース料 **100000**

リース期間 **10年**

リース開始日 **10年10月10日**

リース終了日 **20年10月10日**

リース料 **100000**

リース期間 **10年**

リース開始日 **10年10月10日**

リース終了日 **20年10月10日**

リース料 **100000**

リース期間 **10年**

リース開始日 **10年10月10日**

リース終了日 **20年10月10日**

リース料

リース料 **100000**

リース期間 **10年**

リース開始日 **10年10月10日**

リース終了日 **20年10月10日**

リース料 **100000**

リース期間 **10年**

リース開始日 **10年10月10日**

リース終了日 **20年10月10日**

リース料 **100000**

リース期間 **10年**

リース開始日 **10年10月10日**

リース終了日 **20年10月10日**

リース料

リース料 **100000**

リース期間 **10年**

リース開始日 **10年10月10日**

リース終了日 **20年10月10日**

リース料 **100000**

リース期間 **10年**

リース開始日 **10年10月10日**

リース終了日 **20年10月10日**

リース料 **100000**

リース期間 **10年**

リース開始日 **10年10月10日**

リース終了日 **20年10月10日**

記入後申込者本人印が捺印されたシヤをお受け取りになり、大切に保管ください。

④ 申込書(増設)

新規の機種変更 3増設

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

④ 申込書(増設)

新規の機種変更 3増設

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

④ 申込書(増設)

新規の機種変更 3増設

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

④ 申込書(増設)

新規の機種変更 3増設

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

リース料 100000
 リース期間 10年
 リース開始日 10年10月10日
 リース終了日 20年10月10日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	98	事業概要	
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	山本とおる後援会事務所との共同使用人の給料として 令和5年 4月分		
上記 に 記 載 の 事 業 に 関 し た 経 費	経費の内容	金額(円)	備考
	令和5年 4月分	55,200	110,400 × 0.5
	《合計》	55,200	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

山本とおる後援会 様

¥ 109,160

但 令和5年4月分給与として 源泉徴収税額 1,240円
令和5年 4月 28 日
上記金額を受け取りました。

領 収 証

山本 徹 様 No. 4

令和5年4月28日

共同使用人の給料として (R5 4月分)
R5年4月28日 上記正に領収いたしました。

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

収入印紙

6R1623

收受 令和 5年 5月 12日
決裁 令和 5年 5月 19日
処理 令和 5年 5月 19日

勤務実績表

令和5年 4月

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土	: ~ :	休み	17	月	9:30 ~ 15:30	6
2	日	: ~ :	休み	18	火	9:30 ~ 15:30	6
3	月	9:30 ~ 15:30	6	19	水	9:30 ~ 15:30	6
4	火	9:30 ~ 15:30	6	20	木	9:30 ~ 15:30	6
5	水	9:30 ~ 15:30	6	21	金	9:30 ~ 15:30	6
6	木	9:30 ~ 15:30	6	22	土	: ~ :	休み
7	金	9:30 ~ 15:30	6	23	日	: ~ :	休み
8	土	: ~ :	休み	24	月	9:30 ~ 15:30	6
9	日	: ~ :	休み	25	火	9:30 ~ 15:30	6
10	月	9:30 ~ 15:30	6	26	水	9:30 ~ 15:30	6
11	火	9:30 ~ 16:30	7	27	木	9:30 ~ 15:30	6
12	水	9:30 ~ 16:30	7	28	金	9:30 ~ 15:30	6
13	木	9:30 ~ 12:30	3	29	土	: ~ :	休み
14	金	9:30 ~ 16:30	7	30	日	: ~ :	休み
15	土	: ~ :	休み				
16	日	: ~ :	休み				
		小計	60			小計	60
						合計	120

(時給) × (時間) = 合計
 920 × 120 = 110,400

負担割合

山本とおる後援会 (5割) 55,200

自由民主党富山県議会議員 山本 徹 (5割) 55,200

雇用契約書変更契約書

令和4年4月1日付で雇用者：山本とおる後援会と被雇用者：[REDACTED]との間で締結した雇用契約書（以下「原契約書」）の一部を次のように変更する契約を締結する。

○賃金等の変更

原契約書 7 「月額 90,000 円（税込み）、通勤手当は実費を支給するものとする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給900円で計算するものとする。」を「月額 92,000 円（税込み）、通勤手当は実費を支給するものとする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給920円で計算するものとする。」に改める。

令和4年10月1日

甲 雇用者 富山県高岡市扇町1-1-23
山本とおる後援会
会長 [REDACTED]

乙 被雇用者 [REDACTED]

雇 用 契 約 書

1 雇 用 期 間

令和4年4月1日 から 令和6年3月31日までとする。

2 労 働 時 間

午前9時30分から 午後3時30分までとする。

3 休 憩 時 間

無し。

4 休 日

土、日曜日及び祝祭日、年末年始、夏期休暇。

5 勤 務 場 所

山本とおる後援会事務所（富山県高岡市扇町1-1-23）

6 業 務 内 容

- (1) 政務活動調査に関すること。
- (2) 後援会の事務に関すること。
- (3) その他に関すること。

7 賃 金 等

月額 90,000 円（税込み）、通勤手当は実費を支給するものとする。

ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給900円で計算するものとする。

8 守 秘 義 務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 そ の 他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

令和4年4月1日

甲 雇 用 者 山本とおる後援会

富山県高岡市扇町1-1-23

乙 被雇用者

使用人賃金等分担契約書変更契約書

令和4年4月1日付で富山県議会議員山本 徹（以下、「甲」という。）と、山本とおる後援会（以下、「乙」という。）と締結した使用人賃金等分担契約書（以下「原契約書」）の一部を次のように変更する契約を締結する。

○ 賃金等の額の変更

原契約書 第2条 「賃金は、月額90,000円とする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給900円で計算された金額とする。」を「賃金は、月額92,000円とする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給920円で計算された金額とする。」に改める。

令和4年10月1日

甲 高岡市扇町1-1-19
自由民主党富山県議会議員
山 本 徹

乙 高岡市扇町1-1-23
山本とおる後援会
会長

使用人賃金等分担契約書

富山県議会議員山本 徹（以下、「甲」という。）と、山本とおる後援会（以下、「乙」という。）とは、共同して使用する使用人の賃金等について、次の条項により契約を締結する。

（雇用期間）

第1条 雇用期間は、令和4年4月1日から、令和6年3月31日までとする。

（賃金等の額）

第2条 賃金は、月額90,000円とする。
ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給900円で計算された金額とする。

（賃金等の分割割合）

第3条 甲は、前条に定める賃金等の2分の1を負担し、乙は、その残額の全てを負担するものとする。

（賃金等条件の変更）

第4条 甲乙との間で、その雇用契約に定める賃金等の変更がなされた場合は、甲乙双方協議のうえ、新たに負担割合を協議するものとする。

（協議）

第5条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

甲 高岡市扇町1-1-19
富山県議会議員

山本 徹

乙 高岡市扇町1-1-23

山本とおる後援会